

## 社会福祉法人 乙訓福祉会 行動計画

### 女性活躍推進法

女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年1月1日～令和6年3月31日まで

2. 当社の課題

全正規職員に対する女性比率は46%を占めるが、女性管理職比率が30%に留まっていること。

3. 目標

女性管理職比率を 50 %以上にする。

4. 取組内容と実施時期

【取組1】：女性管理職予備層の育成強化及び積極的登用

●令和2年1月～ 女性職員の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリングの実施

女性職員を対象としたキャリア形成のための面談及び、研修の実施  
法人組織・事業運営に係わる管理体制及び、目標管理・人事考課  
内容の見直し

●令和2年4月～ 女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び  
正規・非正規職員の業務内容、働き方の見直し等に関する業務改善  
等会議の実施

●令和3年4月～ 人事考課、新規管理体制の導入により女性の職域拡大を図る

●令和4年4月～ 非正規職員から正規職員への積極的な転換を促進する

【取組2】：職員の採用強化を図る

●令和2年1月～ 独自の魅力の再発掘プロジェクトを立ち上げる  
(全職員、後援会、地域からチーム作成)

従来の採用ツール以外の検討、実施

●令和3年4月～ 積極的アピール、課題の分析

## 社会福祉法人 乙訓福祉会 行動計画

### 次世代育成法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月20日～令和6年3月31日まで

2. 内容

目標1：男女を問わず育児休業を取得しやすい環境を整備し、男性の育児休業取得を促進する。

#### 《対策》

- 令和2年4月～ 男性の育児休業取得の促進のため、育児休業に関する規定や休業中の待遇、休業後の労働条件に関する事項を全職員に周知する。  
法人組織・事業運営に係わる管理体制の見直しを図る。
- 令和3年4月～ 男性の育児休業取得に対する管理職研修を実施し意識啓発を図る。  
育児休業中の職員（男女）に対する情報提供、及び子育て中の職員のキャリア形成支援研修を実施する
- 令和4年4月～ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の検討
- 令和5年4月～ 制度の実施及び職員への周知

目標2：子どもが障がい者施設で働く親の仕事を見学する「子ども参観日」を引き続き実施、また、地域の子どもの施設見学及び若者のインターンシップの受入れを行う。

#### 《対策》

- 令和2年1月～ 「子ども参観日」を引き続き実施
- 令和2年4月～ 地域中学校からの職場体験の受け入れ
- 令和3年4月～ 職員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 令和4年4月～ 大学生、高校生のインターンシップ受け入れ

